

令和 7 年度 南砺市歯科保健推進協議会 会議録

1. 日時 令和 7 年 7 月 2 4 日（木）午後 7 時～午後 8 時 3 5 分
2. 場所 地域包括ケアセンター 2 階 多目的研修室
3. 出席者 ①出席 : 14 名 齋藤委員 山本委員 金子委員 武部委員
水口委員 島田委員 横山委員 中段委員
野原委員 正木委員 大浦委員 荒木委員
山岸委員 細川委員
②欠席者 : 4 名 松倉委員 横山委員 中井委員 寺西委員
③事務局 : 地域包括医療ケア部長ほか 9 名

4. 会議内容

(1) 開会

協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により成立。

(2) 会長の選出について

事務局より提案、了承。

会長：南砺市歯科医師会会長 齋藤 繁徳

(3) 協議事項

令和 6 年度歯科保健事業の実績報告

各課より実績・課題、取り組みについて説明

①妊婦・乳幼児・成人期の歯科口腔保健	(健康課)	資料 1
②保育園における歯科口腔保健	(こども課)	資料 2
③児童生徒の歯科口腔保健	(教育総務課)	資料 3
④高齢期の歯科口腔保健	(地域包括支援センター)	資料 4

・質疑応答

委員 資料にある Dr、DH、ST とは何ですか。

事務局 Dr は医師や歯科医師、DH は歯科衛生士、ST は言語聴覚士を表しています。

委員 歯科衛生士と言語聴覚士の違いは何か。

委員 歯科衛生士は主に歯科医院で仕事をしている。お口の中の健康、歯肉炎、歯周病に対してのブラッシングなどの直接的ケアを通して歯科保健指導（二次

予防)に関わっている。市町村の歯科衛生士は、むし歯予防の話や舌体操など、口腔機能全般の関り(一次予防)が仕事となる。言語聴覚士は、食事や会話など主に飲み込みや発音などの機能を見てリハビリを提供する仕事をしている。それぞれ専門とする分野が重なる部分もあるが、歯科衛生士は歯や歯肉などの器官そのもののケアを行うのに対し、言語聴覚士は口、舌、咽頭の動かし方や使い方のリハビリを行う専門家と思っていただけたらいい。

委員 先日当園でむし歯予防教室を催した。子どもたちに歯磨き指導(染め出し)、保護者にむし歯予防の話をしていただいた。近年うがいができないため、フッ化物洗口ができない子どもが増えてきたように感じる。洗口液の味が嫌だというお子さんもあり、フッ化物洗口液の味を変えることはできないのか。

委員 フッ化物洗口液の味は、以前より薄くなったり、お子さんの好みの味に変えたりと改良されている。しかし、水と同じように無味無臭にしまうと、飲み込んでしまう危険があるため、厚生労働省の規定で味や色をつけることになっている。1分間より短い時間でもいいので、口の中でブクブクとうがいしてもらえればむし歯予防効果はあるのでぜひ頑張ってもらいたい。

委員 子どものむし歯予防にキシリトールを取り入れるのはどうか。

委員 キシリトールもむし歯予防効果があるが、長時間ガムを噛み続けないと効果がなかったり、費用がかかったりする。キシリトールガムだけではむし歯予防効果はあまり期待できない。フッ化物入りの歯磨き粉を使って歯磨きすることをおすすめしている。デンタルリンスにもフッ化物が入っているものがあるので、表記を確認して使われたらいいと思う。

委員 食後の歯磨きが未実施の中学校の原因は？

事務局 歯磨きは推奨しているが、設備的に場所の確保が困難であり、全生徒が歯磨きできないため、今後は学校統合や改築で考慮していきたい。

・その他

事務局 今年度の歯科保健講演会について案内

(4) 閉会

以上